

有価証券の引受け等に関する規則 (平 4. 5. 13)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券等の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第33条及び第36条第1項を除き、以下同じ。）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 株 券 等

次に掲げる有価証券をいう。

- イ 株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ロ 新株予約権証券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ハ 新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ニ 優先出資証券（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項第7号に掲げる有価証券をいい、外国法人の発行する証券又は証書で優先出資証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
- ホ 不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）
- ヘ インフラファンド（金商法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券若しくは外国投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券若しくは外国投資証券であって、投資者の資金を主としてインフラ資産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。以下同じ。）
- ト 新投資口予約権証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券又はインフラファンドであるものに限る。以下同じ。）
- チ 外国株信託受益証券（金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。以下同じ。）
- リ 外国インフラファンド信託受益証券（金商法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国インフラファンド（インフラファンドのうち金商法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる外国投資証券であるものをいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）

2 社債券等

次に掲げる有価証券をいう。

イ 社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいい、新株予約権付社債券を除き、外国法人の発行する証券又は証書で社債券の性質を有するものを含む。以下同じ。）

ロ 投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。）

3 引受業務

引受けを行うことを目的として発行者（外国株信託受益証券においては金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の発行者をいい、外国インフラファンド信託受益証券においては同号に規定する受託有価証券となる外国インフラファンドの発行者をいう。以下同じ。）に対して募集又は売出しの提案を行い、当該引受けの条件の検討及び有価証券の元引受契約の締結に係る実務を遂行する業務をいう。

4 引受審査業務

発行者から収集した資料及び情報その他必要に応じて収集した資料及び情報を基に、引受けを行う会員が果たすべき責任を全うするために必要な引受審査を行い、有価証券の引受けの可否の判断（以下「引受判断」という。）の基となる審査意見を形成する業務をいう。

5 引受推進業務

引受案件の獲得を目的として発行者又は売出しをする者で発行者以外の者（以下「売出人」という。）との間で継続的な関係の形成を図り、情報収集及び営業活動を行う業務をいう。

6 監査人

引受審査の対象となる有価証券の発行者が金商法の規定により提出する財務計算に関する書類について、同法第193条の2に基づき監査証明を行う者として当該引受審査の時点において当該発行者から選任された公認会計士又は監査法人をいう。

7 コンフォートレター

監査人が作成する株券等又は社債券の発行者に関する調査報告であり、記載事項、内容等について、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」要綱（日本公認会計士協会、日本証券業協会）に準拠して作成されたものをいう。

8 引受会員

金商法第2条第6項に規定する引受人となる会員をいう。

9 主幹事会員

引受会員のうち、有価証券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う会員として当該発行者又は売出人から指名された会員をいう。

10 他の引受会員

主幹事会員以外の引受会員をいう。

11 独立引受幹事会員

主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第11条の2第1項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関与する引受会員をいう。

イ 株券、金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券である不動産投資信託証券及びインフラファンド

募集に係る発行価格

- ロ 新株予約権証券 募集に係る発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ハ 新投資口予約権証券 新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格
- ニ 新株予約権付社債券 募集に係る発行価格及び利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- ホ 社債券等 募集に係る発行価格及び利率

12 親法人等

金商法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。

13 子法人等

金商法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。

14 上場発行者

国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。

15 新規公開

上場発行者以外の発行者が発行する有価証券の国内の取引所金融商品市場への上場をいう。

16 ブックビルディング

引受会員が株券等又は社債券等の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。

17 想定価格

株券等の募集又は売出しに係る有価証券届出書に記載される発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の基礎となる当該株券等の発行価格又は売出価格をいう。

18 仮条件

引受会員がブックビルディングを行うに際して投資者に提示する募集若しくは売出しに係る株券等の価格等又はブックビルディング若しくはプレ・マーケティングを行うに際して投資者に提示する募集に係る社債券等の発行価格等の範囲をいう。

19 公開価格

新規公開に係る募集又は売出しに係る株券等の発行価格又は売出価格をいう。

20 オーバーアロットメント

引受会員が、募集又は売出しに係る株券等について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。ただし、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集又は売出しを行う場合は、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に行う募集又は売出しを行うことをいう。

21 グリーンシュエアオプション

引受会員が元引受契約の締結に当たり付与を受ける、募集又は売出しに係る株券等と同一銘柄の株券等を当該株券等の発行者又は保有者（外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、金商法施行令第2条の3第3号に規定する受託有価証券となる外国株券の保有者をいい、外国インフラファンド信託受益証券の募集又は売出しを行う場合においては、同号に規定する受託有価証券となる外国インフラファンドの保有者をいう。）より取得することができる権利をいう。

22 シンジケートカバー取引

オーバーアロットメントを行った引受会員が、募集又は売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショートポジションの数量を減少させるために行う当該引受会員の計算に

よる当該募集又は売出対象有価証券の買付けをいう。

23 反社会的勢力

定款の施行に関する規則第15条に規定する反社会的勢力をいう。

24 プレ・マーケティング

引受会員が社債券等の引受けを行うに当たり、有価証券届出書又は発行登録書が提出された後において行う投資者からの発行の条件に係る水準に関する意見の聴取をいう。

25 コミットメント型ライツ・オファリング

上場発行者が会社法第277条の規定による新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第88条の13の規定による新投資口予約権無償割当てを行う増資手法のうち、引受会員又は引受会員から当該新株予約権若しくは当該新投資口予約権を取得する第三者が金商法第2条第6項第3号に規定する契約に基づいて権利行使されなかった新株予約権若しくは新投資口予約権を行使するものをいう。

第 2 章 適切な引受け

第 1 節 適切な引受けの実施

（適切な引受判断）

第 3 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、引受審査業務のために必要かつ十分な期間を確保したうえで、第 12 条から第 14 条までの規定に基づき引受審査を行った内容を踏まえて総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。

（払込日までの企業動向の把握）

第 4 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、当該引受けに係る払込日（売出しに係る引受けの場合は受渡日を、コミットメント型ライツ・オファリングに係る引受けの場合は当該引受会員による新株予約権又は新投資口予約権の行使に伴う払込日をいう。以下同じ。）までの企業動向についての的確な情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。

第 2 節 引受体制の整備

（引受審査の独立性の確保）

第 5 条 引受会員は、引受審査業務を的確に遂行することができる人的構成を確保するとともに、独立した審査意見の形成を行うため、次に掲げるすべての要件を満たす組織体制を構築しなければならない。

1 引受審査部門を設置すること。

2 引受審査部門において引受審査業務を遂行する担当者は、引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。

3 引受審査部門を担当する役員は、引受推進部門又は引受部門を担当しないこと。

2 引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。

1 引受審査業務を遂行する担当者は、当該引受審査案件に係る引受推進業務及び引受業務に携わらないこと。

2 すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決（当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。）により引受判断を行うこと。

- 3 法務コンプライアンス部門の責任において、引受判断に係る資料及び情報の十分性について分析及び評価を行うとともに、当該引受判断の形成過程についての適正性を確認すること。

(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)

第 6 条 引受会員は、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。

- 1 引受審査を行うに際して審査すべき項目（以下「引受審査項目」という。）及び当該項目を適切に審査するために必要な事項
 - 2 引受審査部門が引受推進部門及び引受部門から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項（前条第 2 項の場合には、引受審査業務を遂行する担当者が引受推進業務及び引受業務に携わる者から独立した審査意見の形成を行うために必要な事項）
 - 3 適切な引受判断を行うために必要な事項
- 2 引受会員は、前項第 1 号に規定する引受審査項目を審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。
- 3 引受会員は、前 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。
- 4 引受会員は、本協会が求める場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。

(社内記録の作成、保存)

第 7 条 引受会員は、引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5 年間これを保存しなければならない。

- 1 引受審査において収集した資料及び情報（引受判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録
- 2 引受判断の基となった資料及び情報並びに当該引受判断の形成過程に係る記録

(検査又は監査の実施)

第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

- 1 第 6 条第 1 項に基づき定める社内規則が遵守されていること。
- 2 第 6 条第 2 項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。

第 3 節 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力排除のための契約内容)

第 8 条の 2 引受会員は、発行者又は売出人（以下「発行者等」という。）との間において締結する元引受契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 発行者等が反社会的勢力でない旨を確約すること。
- 2 前号の確約が虚偽であると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。
- 3 発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、引受会員の申出により当該元引受契約が解除されること。

(反社会的勢力の排除)

第 8 条の 3 引受会員は、引受審査において、発行者等が反社会的勢力であるか否か又は反社会的勢力と関係があるか否か確認しなければならない。

- 2 引受会員は、発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたとき又は反社会的勢力と関係があることが判明したときは、元引受契約を締結してはならない。

- 3 引受会員は、元引受契約を締結した後に発行者等が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当該元引受契約に基づく引受けを行ってはならない。

第 4 節 親法人等若しくは子法人等又は関係する発行者が発行する有価証券の引受け等

(主幹事会員となるための要件等)

第 9 条 引受会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハの規定により、当該引受会員の親法人等又は子法人等が発行する新株予約権付社債券又は社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 1 発行価格等の決定に際し、公正で透明性の高いものとするため、第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等の決定が行われること。
- 2 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングを適切に行うために必要な事項を社内規則に定めること。
- 3 金融商品取引法上の開示書類において細則で定める事項が公表されるよう親法人等又は子法人等に要請すること。
- 4 第2号に基づき定められた社内規則の遵守状況について、定期的に検査又は監査を行うこと。

2 引受会員は、金商業等府令第153条第1項第4号ニの規定（同条第1項第4号イからハまでに該当するものを除く。）により、当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が新規公開において行う株券、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）又はインフラファンド（同号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の募集の引受け、上場発行者として発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくは新株予約権付社債券の募集の引受け又は当該引受会員の親法人等若しくは子法人等が発行する社債券等の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 1 発行者及び独立引受幹事会員との間において、細則で定める引受審査の手續きに係る契約を締結すること。
- 2 独立引受幹事会員に、主幹事会員が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること。
- 3 独立引受幹事会員を発行価格等の決定に関与させ、主幹事会員が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること。
- 4 発行価格等の決定に際しては、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 株券、不動産投資信託証券及びインフラファンド 第25条又は金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
 - ロ 新株予約権証券、新投資口予約権証券及び新株予約権付社債券 第25条に定めるブックビルディングにより発行価格等の決定が行われること。
 - ハ 社債券等 第25条に定めるブックビルディング又は第25条の2に定めるプレ・マーケティングにより発行価格等が決定されること。
- 5 発行者の発表資料等において細則で定める事項が公表されること。

(独立引受幹事会員となるための要件等)

第 10 条 前条第2項に規定する引受けにおいて引受会員が独立引受幹事会員となるに当たっては、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 1 主幹事会員又は発行者（以下「主幹事会員等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。
- 2 主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権（金商法第29条の4第2項に規定する対象議決権をいい、同条第5項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していないこと。
- 3 その総株主等の議決権の100分の5以上の数の対象議決権を主幹事会員等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。
- 4 次に掲げる者が主幹事会員等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていないこと。
 - イ その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）及び主要株主（金商業等府令第91条第1項第2号に規定する主要株主をいう。）
 - ロ イに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）
 - ハ 自己並びにイ及びロに掲げる者が、他の会社等（金商法施行令第15条の16第3項に規定する会社等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の過半数の数の議決権を保有している場合における当該他の会社等及びその役員
 - ニ その役員であった者（役員でなくなった日から2年を経過するまでの者に限る。）及び使用人
- 5 その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会員等についての前号イからニまでに掲げる者が占めていないこと。
- 6 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券 発行決議日前5年以上株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの引受業務に従事し、かつ、発行決議日前2年以内に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券のいずれかの主幹事会員としての実績があること。
 - ロ 不動産投資信託証券、インフラファンド、新投資口予約権証券 発行決議日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行決議日2年以内に主幹事会員としての実績があること。
 - ハ 社債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上社債券の引受業務に従事し、かつ、発行に係る条件を決定する日前2年以内に社債券の主幹事会員としての実績があること。
 - ニ 投資法人債券 発行に係る条件を決定する日前5年以上引受業務に従事し、かつ、発行に係る条件を決定する日前2年以内に主幹事会員としての実績があること。

（独立引受幹事会員の変更）

第11条 第9条第2項の規定の適用を受ける引受けにおいて、独立引受幹事会員の追加（新たに独立引受幹事会員が加わることをいう。）、交代（すべての独立引受幹事会員が取り止め、かつ独立引受幹事会員が追加されることをいう。以下この条において同じ。）又は減少（複数の独立引受幹事会員が置かれた場合において一部の独立引受幹事会員が取り止めることをいう。以下この条において同じ。）があった場合は、当該引受けにおける主幹事会員は、次の各号に掲げるところにより、当該引受けを取り扱わなければならない。

- 1 主幹事会員は、第9条第2項第1号に規定する契約の締結日以後、発行決議日（社債券等の発行登録を行う場合その他やむを得ない場合にあっては、発行に係る条件を決定する日。第3号及び第4号において同じ。）までの間に当該契約を締結した独立引受幹事会員の追加又は減少があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうかについて判断すること。
- 2 前号に掲げる期間に独立引受幹事会員が交代する場合に、追加された独立引受幹事会員は細則第4条に規定する引受審査の開始時期から引受審査を行うこと。
- 3 発行決議日以後に独立引受幹事会員の追加があった場合は、その理由を確認し、引受けを行うかどうか

について判断すること。

4 発行決議日以後に独立引受幹事会員の交代又は減少があった場合は、当該引受けを中止すること。

(関係する発行者の株券の新規公開において主幹事会員となるための要件)

第 11 条の 2 引受会員が、関係する発行者（引受会員が引受審査を最初に行う日（引受会員が第 12 条第 2 項に規定する引受審査資料を受領する場合にあっては、当該引受審査資料を最初に受領する日。次条第 1 項において「引受審査開始日」という。）から上場申請日までの間において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等がその総株主の議決権の 100 分の 15 以上の議決権を保有した発行者をいう。次項において同じ。）が新規公開において行う株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、第 9 条第 2 項及び前 2 条の規定を準用する（同項の適用を受ける場合を除く。）。

2 前項の場合において、引受会員は、同項の新規公開に際して関係する発行者が提出する有価証券届出書に、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（企業内容等開示ガイドライン）5-3 を踏まえ、「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号の 4 様式記載上の注意(6)d の規定に準じる記載をするよう、関係する発行者に要請しなければならない。

(公的再生支援を受けている発行者の株券の再上場において主幹事会員となるための要件等)

第 11 条の 3 引受会員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、発行者（公的再生支援を受けたことがある者又は公的再生支援を現に受けている者に限る。）が再上場（当該発行者が発行する株券が金融商品取引所により上場を廃止された後に初めて行う株券の新規公開をいう。以下この条において同じ。）において行う株券の募集又は売出しの引受けに係る主幹事会員になることができる。

1 引受審査開始日又は公的再生支援に係る政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人若しくはこれに関連する者により当該引受会員を再上場に係る主幹事会員となる者として指名する旨の公表がされた日のいずれか早い日（次号において「引受審査開始日等」という。）において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有していない場合

2 当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有している場合であって、それらの者が当該株券等を最後に取得した日から引受審査開始日等までの期間が 2 年を超える場合

2 前項の規定に基づき主幹事会員となった引受会員並びにその親法人等及び子法人等は、当該引受会員が前項の再上場に係る株券の引受けを行う前に、当該発行者の株券等を取得してはならない。

3 第 1 項の「公的再生支援」は、様々な政策目的を達成するために政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人が、有用な経営資源を有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者の事業継続能力を回復することを目的として行う事業再生支援をいう。

第 5 節 適切な引受審査の実施

(適切な引受審査)

第 12 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、第 16 条から第 19 条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。

2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新投資口予約権証券、

外国株信託受益証券及び外国インフラファンド信託受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。)を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。

- 3 主幹事会員は、第16条から第19条までに規定する引受審査項目を審査するため、前項の発行者によって公開された資料及び引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。
- 4 主幹事会員は、前項の場合において、当該発行者の財務情報の内容が適切であるかを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うものとする。
- 5 主幹事会員は、引受審査を行う場合には、当該引受審査の対象となる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書等(有価証券届出書及び売出しに係る目論見書をいう。以下同じ。)に記載される財務情報の正確性、当該財務情報の事後の変動に係る調査等を行うため、監査人からコンフォートレターを受領するものとする。
- 6 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、引受審査業務の重要性に鑑み、証券アナリストの調査結果の活用に努めなければならない。

(主幹事会員と他の引受会員の連携)

第13条 主幹事会員は、他の引受会員(独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。)に対し、十分な期間前に引受審査のために必要な資料及び情報を細則で定めるところにより提供する等して、当該他の引受会員の引受審査に可能な限り協力するものとする。

- 2 他の引受会員は、前項の規定に基づき取得する情報以外に、引受審査の充実の観点からさらに必要な情報があると認めた場合には、直接発行者に対して確認を行うことにより十分な引受審査を行うものとする。

(主幹事会員の交代等があった場合の対応)

第14条 主幹事会員は、引受審査を行うに当たって、事前に当該引受審査案件につき発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代、選任していた又は選任を予定していた監査人の交代又は上場申請を予定していた取引所金融商品市場の変更が行われた事実を知ったときは、当該発行者に対して、当該交代又は変更の理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。

(引受審査終了後の対応)

第15条 会員は、自らが主幹事会員又は独立引受幹事会員として引受けを行った有価証券の発行者が新規公開直後に重要な事実を公表した場合、当該発行者に対し、当該事実が新規公開前に発生していたのか否か、引受審査の過程における当該発行者からの説明に不実はなかったのかを確認し、新規公開時の有価証券届出書等における開示が適切であったかを検証するものとする。

- 2 前項の規定において、有価証券届出書等における開示と引受審査の際の発行者の業務状況等との間に重大な差異があったことが判明した場合には、主幹事会員は、当該発行者に対して、その原因を投資者に十分説明するよう申し入れるものとする。

第6節 引受審査項目等

(新規公開における引受審査項目)

第16条 引受会員は、新規公開において行う株券、優先出資証券、外国株信託受益証券又は不動産投資信託証券(金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくとも

それぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

1 株券、優先出資証券及び外国株信託受益証券

- イ 公開適格性
- ロ 企業経営の健全性及び独立性
- ハ 事業継続体制
- ニ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ホ 財政状態及び経営成績
- ヘ 業績の見通し
- ト 調達する資金の使途（売出しの場合は当該売出しの目的）
- チ 企業内容等の適正な開示
- リ その他会員が必要と認める事項

2 不動産投資信託証券

- イ 公開適格性
- ロ 資産運用の健全性
- ハ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- ニ 組入予定物件の投資方針との適合状況
- ホ 投資法人及び物件の収益見通し
- ヘ 適正な開示
- ト その他会員が必要と認める事項

2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

（上場発行者による公募増資等における引受審査項目）

第 17 条 引受会員は、上場発行者が発行する株券等（インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券を除く。）の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる有価証券の種類に応じて、少なくともそれぞれ各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

1 株券、新株予約権証券、優先出資証券及び外国株信託受益証券

- イ 適格性
- ロ 財政状態及び経営成績
- ハ 業績の見通し
- ニ 調達する資金の使途及びその効果（売出しの場合は当該売出しの目的）
- ホ 株価等の動向
- ヘ 企業内容等の適切な開示
- ト その他会員が必要と認める事項

2 新株予約権付社債券

前号及び次条第 1 項第 2 号に掲げる項目

3 不動産投資信託証券及び新投資口予約権証券（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の目的である投資証券が不動産投資信託証券であるものに限る。）

- イ 適格性
- ロ 組入予定物件の投資方針との適合状況
- ハ 投資法人及び物件の収益見通し
- ニ 適正な開示及び調達する資金の使途

- ホ 価格等の動向
- ヘ その他会員が必要と認める事項

2 前項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

(社債券の引受審査項目)

第 18 条 引受会員は、社債券の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、少なくとも次の各号に掲げる引受審査項目について厳正な審査を行わなければならない。

- 1 適格性
- 2 財政状態及びキャッシュ・フロー
- 3 調達する資金の用途
- 4 企業内容等の適切な開示
- 5 その他会員が必要と認める事項

2 他の引受会員は、社債券の発行登録（金商法第 23 条の 3 第 1 項の規定による登録をいう。以下同じ。）による募集又は売出しに際して引受けを行う場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、第 12 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、自らの判断と責任において必要と認められる項目の審査を行うものとする。

- 1 各社債券の金額が 1 億円以上であること。
- 2 社債券の総額を各社債券の金額の最低額で除して得た数が 50 を下回ること。

3 第 1 項に規定する引受審査項目の細目については、細則をもって定める。

(十分な引受審査)

第 19 条 引受会員は、第 16 条から第 18 条までに定めのない有価証券の引受けを行う場合においても、本規則の趣旨を尊重し、必要と認められる引受審査項目について十分な審査を行わなければならない。

第 3 章 発行者に対する確認及び開示要請

(資金用途の確認及び公表)

第 20 条 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る具体的な資金の用途及びその効果を確認するため、当該発行者の資金繰り状況等について報告を求めるとともに、当該発行者に対し調達する資金の用途等について、次の各号に掲げる事項を細則で定める発表資料（以下「発表資料」という。）において公表するよう要請しなければならない。

- 1 調達資金の用途
設備投資、借入金返済、投融資等の項目別の具体的な内容、金額及び支払時期の表示
- 2 調達資金による将来の発行者の収益への影響
具体的、かつ、可能な範囲内において計数的な表示（一定の前提を置いて表示する場合には、その旨明記する。）

2 主幹事会員は、前項に規定する資金の用途が M&A（企業買収、資本提携等をいう。以下同じ。）である場合には、当該 M&A の実現可能性及び実現がなされなかった場合の合理的な代替用途について、当該 M&A を予定している分野、規模及び時期等から確認するとともに、同項第 1 号に掲げる調達資金の用途の具体的な内容等として、次の各号に掲げる事項について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。

- 1 M&A の実施に伴う将来の事業構想
M&A を予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示

2 資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替用途

原則として1年以内の期限並びに代替用途の具体的な内容及び金額の表示

- 3 主幹事会員は、株券等の募集の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた株券等の募集に係る調達資金の使途状況について、前2項に掲げる項目ごとに確認することとし、その使途状況に変更がある場合は、その変更の内容について当該発行者に対し発表資料において公表するよう要請しなければならない。
- 4 主幹事会員は、株券等の募集を行おうとする発行者の前回の株券等の募集による調達資金について、その資金使途に著しい変更があり、かつ、その変更理由が合理的でないと認められる場合には、新たに行おうとする株券等の募集について、前回行われた株券等の募集から相当の期間を置くよう、当該発行者に要請しなければならない。
- 5 主幹事会員は、発行者に対し、第1項及び第2項に規定する調達資金の使途の変更又は充当がある場合は、その状況について細則で定めるところにより公表するよう要請しなければならない。

(株主等への剰余金の配当等の状況の公表)

第21条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者がその株主、出資者、受益者又は投資主(以下「株主等」という。)への適切な剰余金の配当(投資信託受益証券の収益分配、投資証券の金銭の分配及び受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る分配金を含む。以下同じ。)を行っているかを確認するとともに、当該発行者に対し、株主等への剰余金の配当の状況及び剰余金の配当を決定するに当たっての基本的な考え方等の配当政策又は分配方針を発表資料において公表するよう要請しなければならない。

(株価推移等の公表)

第22条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、発行者に対し、次の各号に掲げる事項について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。

- 1 過去の株価、株価収益率及び株主資本利益率の推移(優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の引受けの場合はこれらに相当するもの)並びに過去に行った株券等の募集の時期及びその内容
- 2 過去に発行された新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等による1株当たり指標の希薄化情報並びに今回の新株予約権証券、新株予約権付社債券、取得請求権付株券等を発行した後の潜在株式の状況
- 2 前項第2号に規定する1株当たり指標の希薄化情報及び潜在株式の状況の取扱いについては、細則をもって定める。

(有価証券届出書等への記載の要請)

第23条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該発行者に対し、第20条第1項及び第2項、第21条並びに第22条に掲げる内容を可能な範囲内において、有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)に記載するよう要請しなければならない。

(空売りに関する規制の目論見書への記載の要請)

第23条の2 主幹事会員は、金融商品取引所に上場されている株券等と同一の銘柄の株券等の募集又は売出し(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の5に定める期間がない場合を除く。以下この条において同じ。)の引受けを行うに当たっては、金商業等府令第123条第1項第26号イ及びロに掲げる事項を当該募集又は売出しに係る目論見書に記載するよう、当該株券等の発行者に要請しなければならない。

第 4 章 公正な条件決定

(適正な条件決定)

第 24 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な募集又は売出しに係る条件を決定することとし、著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。

(ブックビルディングによる価格等の決定)

第 25 条 引受会員は、株券等又は社債券等の引受け（社債券等の引受けに関しては、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受けるものに限る。）を行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等並びに募集に係る社債券等の発行価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。

2 前項に規定するブックビルディングの手続きについては、細則をもって定める。

(プレ・マーケティングによる発行価格等の決定)

第 25 条の 2 引受会員は、第 9 条第 1 項又は同条第 2 項の規定の適用を受ける社債券等の引受けを行うに当たり、プレ・マーケティングにより募集に係る社債券等の発行価格等に係る条件を決定する場合、プレ・マーケティングにより把握した発行に係る条件の水準を勘案して発行者と協議するものとする。

2 前項に規定するプレ・マーケティングの手続きについては、細則をもって定める。

(価格等の妥当性の確認)

第 26 条 主幹事会員は、新規公開に係る株券等の募集又は売出しに際して引受けを行うに当たり、想定価格、仮条件又は公開価格を決定する場合、発行者又は投資者と業務上密接な関係にない部署又は会議体において、これらの価格又は価格の範囲等の妥当性について確認を行わなければならない。

2 前項に規定する会議体は、同項に規定する部署の責任者を含む複数の責任者から構成されなければならない。

3 主幹事会員は、第 1 項の確認に係る記録を作成し、5 年間これを保存しなければならない。

(公開価格等の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)

第 27 条 引受会員は、新規公開において行う株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項のうち、当該事項に係る手続きを行わないものについては、この限りでない。

- 1 想定価格の決定を適切に行うために必要な事項
- 2 仮条件の決定を適切に行うために必要な事項
- 3 ブックビルディングを適切に行うために必要な事項
- 4 競争入札を適切に行うために必要な事項
- 5 公開価格の決定を適切に行うために必要な事項
- 6 その他必要な事項

2 引受会員は、前項の場合には、公開価格等の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。

(検査又は監査の実施)

第 28 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。

- 1 前条第 1 項に基づき定める社内規則が遵守されていること。

2 前条第2項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。

(オーバーアロットメント)

第 29 条 株券等の募集又は売出しに際して、引受会員が行うオーバーアロットメントの合計数量は、当該募集又は売出しの国内における予定数量の15%を限度とする。なお、募集及び売出しを同時に行う場合における当該合計数量は、当該募集及び売出しの国内における予定数量の合計の15%を限度とする。

2 オーバーアロットメントを行う引受会員が付与を受けるグリーンシューオプションの数量は、当該引受会員が行う予定のオーバーアロットメントの数量と同じとする。ただし、株券等の募集又は売出しの結果、実際に当該引受会員が行うオーバーアロットメントの数量が当初予定していた数量に満たない場合、グリーンシューオプションの数量を減少させることを要しない。この場合、行使できるグリーンシューオプションの数量は実際に当該引受会員が行うオーバーアロットメントの数量を上限とする。

3 前項のオーバーアロットメントを行う引受会員が付与を受けるグリーンシューオプションの行使期間及び当該引受会員が行うシンジケートカバー取引の実施期間は、当該株券等の募集又は売出しの申込期間の終了する日の翌日から最長30日間とする。

4 新規公開に際して行う株券等の募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシューオプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。

第 5 章 コミットメント型ライツ・オフリング

(新株予約権証券等の取得状況の開示)

第 30 条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフリングに係る引受業務において上場発行者又は当該引受会員以外の引受会員から新株予約権証券又は新投資口予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券又は当該新投資口予約権証券の取得状況を所定の方法により開示しなければならない。

2 主幹事会員は、前項の上場発行者に対し、各引受会員に譲り渡した新株予約権証券又は新投資口予約権証券の数量について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。

(議決権の行使制限)

第 31 条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフリングに係る引受業務において上場発行者又は当該引受会員以外の引受会員から新株予約権証券又は新投資口予約権証券を取得した場合、当該新株予約権証券又は当該新投資口予約権証券の取得日から起算して60日を経過するまでの間に基準日(会社法第124条第1項に規定する基準日又は投信法第77条の3第2項に規定する基準日をいう。)が設定された株主総会又は投資主総会において、当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使して取得した株券又は当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使して取得した投資証券の議決権を行使してはならない。

(流動性の確保)

第 32 条 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフリングのうち、特定の外国に居住する株主又は投資主による新株予約権又は新投資口予約権の行使が制限されるものの引受けを行う場合にあっては、取引所金融商品市場における新株予約権証券又は新投資口予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。

第 6 章 雑 則

(引受けの報告等)

第 33 条 引受会員は、株券等の引受けの状況について、細則で定めるところにより本協会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、引受会員が2社以上あるときは、代表する1社（以下「代表引受会員」という。）がこれを行うことができる。
- 3 協会員は、社債券等の売買高に関し、所定の方法により本協会に報告することができる。
- 4 本協会は、所定の場合における売買高の総額を所定の方法により公表するものとする。

（上場発行者の役員による取引の場合の取扱い）

第34条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（不動産投資信託証券にあつては金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限り、インフラファンドにあつては同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるものに限り、外国インフラファンド信託受益証券にあつては受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるものに限り、以下この条及び次条において同じ。）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。

- 2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。
- 3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。
- 4 主幹事会員は、第1項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。

（情報漏えい等の場合の取扱い）

第34条の2 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該引受会員の役職員による当該募集又は売出しに係る法人関係情報（金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。）の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。以下この条において同じ。）が、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に対して報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受会員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事会員に対して報告を行わなければならない。

- 2 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

- 1 当該募集又は売出しが行われることを知った者による当該上場発行者が発行した株券等の取引（前条第

1 項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。)が行われたことが判明した場合

- 2 当該上場発行者の株券、不動産投資信託証券（金商法第2条第1項第11号に掲げる投資証券であるものに限る。）、インフラファンド（同号に掲げる投資証券又は外国投資証券であるものに限る。）又は外国インフラファンド信託受益証券（受託有価証券が同号に掲げる外国投資証券であるものに限る。）の価格に大幅な下落が認められた場合

（引受けの条件）

第35条 主幹事会員は、株券等の引受けを行うに当たっては、当該募集に係る払込日の前5年以内の直前に行われた第三者割当増資等（第三者割当増資等の取扱いに関する規則第2条第1項に規定する第三者割当増資等をいう。）に係る株券等の割当先の当該株券等に係るその後の投資行動を確認することとし、保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該引受けを行ってはならないものとする。

（この規則によらない引受け等）

第36条 引受会員は、この規則の適用を受けない売出しの引受けを行おうとする場合には、この規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講じるものとする。

- 2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第3項に規定する並行第三者割当が行われる場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条の2までの規定には、当該並行第三者割当に係るものを含むものとする。
- 3 引受会員は、引受けについてやむを得ない特別の事由が存在し、この規則の定めによることが困難であると認める場合においてこれを行おうとするときには、あらかじめ本協会に対し書面によりその旨を届出、協議を行うとともに、投資者に十分説明するものとする。

（海外発行についての準用）

第37条 我が国の上場発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合には、代表引受会員又は国内において共同して募集又は売出しの斡旋を行う会員のうち主たる会員は、当該発行者に対しこの規則の趣旨を尊重して行うよう要請するものとする。

- 2 会員は、前項の場合において、当該会員の海外関連会社（金商業等府令第177条第6項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該関連会社に対し、この規則の趣旨に基づく適切な審査が行われるよう要請を行うか、又は必要に応じて当該会員が代行して適切な審査を行うものとする。
- 3 第1項の場合における第23条の規定の取扱いについては、細則をもって定める。

（空売りに関する規制の説明）

第38条 会員は、金商業等府令第123条第1項第26号の通知を顧客に対して行った場合は、当該顧客に対して当該通知の内容を説明するよう努めなければならない。

（この規則の一部の適用除外）

第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。

- 1 新規公開に際して行う株券、優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、外国株信託受益証券又は外国インフラファンド信託受益証券の募集
第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条
- 2 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集
第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条及び第25条
- 3 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集

第20条、第22条及び第25条

- 4 第1号及び第2号に規定する株券等の募集以外で払込金額の総額が1億円に満たない株券等の募集
第16条から第22条まで
- 5 第1号に規定する優先出資証券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集並びに第2号及び第4号に規定する株券等の募集以外の優先出資証券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集
第22条第1項第2号及び第2項
- 6 売 出 し
第21条から第23条まで
- 7 コミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券又は新投資口予約権証券の募集
第21条から第23条(第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで

付 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

付 則 (平 6. 1. 19)

この改正は、平成6年1月19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条から第4条までを改正。
- (2) 第7条を新設。
- (3) 旧第7条を第8条に繰り下げるとともに、条文を改正。
- (4) 旧第8条から旧第13条までを1条ずつ繰り下げ、第9条から第14条までとする。

付 則 (平 6. 2. 16)

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- 規定中、「協会員」とあるのを「会員」に改正。
(該当条項) 第1条から第14条まで。

付 則 (平 7. 7. 19)

この改正は、平成7年7月19日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条及び第5条を改正。
- (2) 第15条を新設。

付 則 (平 7. 10. 4)

この改正は、平成7年10月4日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- 第8条及び第15条を改正。

付 則 (平 8. 4. 24)

この改正は、平成 8 年 4 月 24 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条から第 6 条までを改正。
- (2) 第 7 条を新設。
- (3) 旧第 7 条から旧第 15 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条から第 16 条までとする。
- (4) 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条及び第 16 条を改正。

付 則 (平 9. 3. 19)

この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 10 条及び第 11 条を削る。
- (2) 旧第 12 条から第 16 条までを 2 条ずつ繰り上げ、第 10 条から第 14 条までとする。
- (3) 第 10 条から第 14 条までを改正。

付 則 (平 9. 6. 23)

この改正は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 4 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- (2) 第 14 条第 3 号及び第 4 号を第 4 号及び第 5 号に繰り下げ、第 3 号を新設し、第 5 号を改正。

付 則 (平 9. 8. 8)

この改正は、平成 9 年 9 月 1 日から施行し、同日以後公募増資等に係る取締役会決議を行う発行会社から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 9 条第 2 項を改正し、同条第 3 項第 4 号を新設。
- (2) 第 14 条第 1 号及び第 2 号を改正。

付 則 (平 12. 5. 17)

この改正は、平成 12 年 5 月 17 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 9 条第 3 項第 4 号を改正。
- (2) 第 14 条第 1 号及び第 5 号を改正、第 2 号を削り、第 3 号から第 5 号を 1 号ずつ繰り上げる。

付 則 (平 13. 1. 17)

この改正は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 14 条第 2 号を改正。

付 則 (平 13. 9. 19)

この改正は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の2を新設、第14条第1号、第2号及び第3号を改正。

付 則 (平14. 1. 11)

この改正は、平成14年1月31日から施行し、同日以後元引受契約を締結する売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条、第3条第1項を改正。
- (2) 第7条の3を新設。
- (3) 第9条第3項、第11条、第13条第1項及び第14条を改正し、第14条第5号を新設。

付 則 (平14. 3. 26)

- 1 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債及び転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条ノ13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第3条第1項、第4条、第5条第2項及び第3項、第7条の2第1項、第9条第2項及び第3項、第11条、第13条第1項並びに第14条を改正。

付 則 (平14. 7. 5)

この改正は、平成14年7月5日から施行し、同日以後発行決議の行われる募集から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の3第1項、第2項、第3項及び第4項を改正。

付 則 (平14. 7. 24)

この改正は、平成14年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条の2第1項及び第9条第3項第3号を改正。

付 則 (平14. 11. 28)

この改正は、平成14年12月1日から施行し、会員が施行日後に元引受契約を締結した優先出資証券及び不動産投資信託証券の募集及び売出しについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第2条、第3条第1項本文及び第3号を改正。
- (2) 第4条を改正し、旧第2項を第3項と、旧第3項を第2項と、旧第4項を第6項とし、第4項及び第5項を新設。
- (3) 第5条第1項から第3項、第6条、第7条、第7条の2第1項、第7条の3第1項及び第2項を改正。
- (4) 第9条第3項及び旧第4項を改正し、旧第4項を第5項とし、第4項を新設。
- (5) 第10条第3項から第5項を削る。

(6) 第13条第1項を改正。

(7) 第14条を改正し、旧第2号から旧第4号を第3号から第5号に繰り下げ、旧第5号を第7号とし、第2号及び第6号を新設。

付 則 (平15. 9. 30)

この改正は、平成15年10月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条の3第4項を改正。
- (2) 第9条第3項(第4号を除く。)及び第4項本文を改正。
- (3) 第9条の2を新設。

付 則 (平16. 11. 26)

この改正は、平成16年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を改正。
- (2) 第1条、第9条第1項及び第2項を改正。

付 則 (平16. 10. 19)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条の3第4項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成16年12月13日。

付 則 (平17. 3. 15)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第14条第3号を改正。

付 則 (平18. 4. 18)

この改正は、平成18年5月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第3号を改正。
- (2) 第6条を改正。
- (3) 第9条第3項第4号を改正。
- (4) 第14条第1項第5号を改正。

付 則 (平19. 5. 29)

この改正は、平成19年7月1日から施行し、第2章第2節から第4節までの規定は、同日以後に開始する引受け審査から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1章から第5章を新設。
- (2) 第1条を改正。

- (3) 第2条を新設。
- (4) 旧第2条を改正し、第3条に繰り下げ、第4条から第8条を新設。
- (5) 旧第3条を第9条に繰り下げ、旧第1項及び旧第2項を改正し、旧第2項を第6項に繰り下げ、第2項から第5項を新設。
- (6) 旧第4条を削り、第10条から第16条を新設。
- (7) 旧第5条を第17条に繰り下げ、旧第1項から旧第4項を改正し、旧第2項から旧第4項を第3項から第5項に繰り下げ、第2項を新設。
- (8) 旧第6条を改正し、第18条に繰り下げ、第19条を新設。
- (9) 旧第7条から旧第8条を改正し、第20条から第23条に繰り下げる。
- (10) 旧第9条を第24条に繰り下げ、第1項及び第3項から第5項を改正。
- (11) 旧第9条の2及び旧第10条を改正し、第25条及び第26条に繰り下げる。
- (12) 旧第11条を削り、旧第12条を改正し、第27条に繰り下げる。
- (13) 旧第13条を第28条に繰り下げ、旧第2項を改正し、第3項に繰り下げ、第2項を新設。
- (14) 旧第14条を改正し、第29条に繰り下げる。

付 則 (平19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

- (注) 1 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。
2 改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1号、第2号、第6号、第8号、第11号及び第12号、第8条、第9条第2項第4号、第11条、第12条第2項、第15条第2項、第21条第1項、第22条第1項、第24条第2項から第4項、第26条第2項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項第3号及び第8号を改正。

付 則 (平20. 1. 15)

この改正は、平成20年4月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第13号から第15号を第17号から第19号に繰り下げ、第13号から第16号を新設。
- (2) 第3条を削除し、第4条から第7条を第3条から第6条に繰り上げ、第5条第2項を改正。
- (3) 第6条第3項を削除し、第4項から第5項を第3項から第4項に繰り上げ、第3項を改正。
- (4) 第7条を新設。
- (5) 第8条及び第9条第1項を改正。
- (6) 第4章を改正。
- (7) 第21条を新設し、旧第21条を改正し第22条に繰り下げ、第23条から第25条を新設し、旧第22条を第26条に繰り下げる。
- (8) 第23条から第25条を第27条から第29条に繰り下げるとともに、第5章を新設し、第27条から第29条を第5章としてまとめる。
- (9) 旧第5章を第6章に繰り下げるとともに、第26条から第29条を第30条から第33条に繰り上げ、第33条第1号、第2号、第3号及び第4号を改正し、第8号を削除。

付 則 (平20. 7. 16)

この改正は、平成20年8月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条第7号を改正。

付 則 (平20. 10. 14)

この改正は、平成20年10月14日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号を新設、第3号、第17号及び第18条を改正。
- (2) 第9条第2項、第13条第1項本文、第1号、第14条第1項第1号、第18条、第19条第1項第1号、第24条第2項、第28条第3項本文、第1号、第2号、第3号、第5号、第4項第1号及び第33条第7号を改正。

付 則 (平21. 2. 17)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第31条から第33条を第32条から第34条に繰り下げ、第31条を新設。
- (2) 第34条第1項第1号を改正。

付 則 (平21. 4. 14)

この改正は、平成21年6月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第11号から第19号を第14号から第22号に繰り下げし、第11号から第13号を新設。
- (2) 第3条を改正。
- (3) 第3節から第4節を第4節から第5節に繰り下げ、第3節を新設。
- (4) 第9条から第34条を第12条から第37条に繰り下げ、第9条から第11条を新設。
- (5) 第12条第1項及び第3項、第13条第1項、第15条第1項、第18条第2項本文、第19条、第21条、第23条、第32条第2項、第36条第2項及び第3項、第37条第1号から第7号を改正し、第37条第8号を新設。

付 則 (平21. 12. 15)

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第23号を新設。
- (2) 第31条第3項第4号を改正。

付 則 (平22. 3. 16)

- 1 この改正は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に開始する引受審査から適用する。
- 2 この改正の改正後の第1条、第32条、第34条第4項及び第36条の規定は、施行日以後に開始する募集及び売出しについて適用し、施行日前に開始した募集及び売出しについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第35条に規定する「直前に行われた第三者割当増資等」は、募集にあつては、平成20年4月1日以後に取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われた第三者割当増資等を、売出しにあつては、平成20年4月1日以後に当該売出しに係る株券等の上場発行者が当該株券等を上場する取引所金融商品市場の定める規則に従い当該売出しについて開示を行った第三者割当増資等をいう。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第6条第1項第1号を改正。
- (3) 第18条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号を改正。
- (4) 第32条第1項及び第2項を改正。
- (5) 第34条第4項を改正。
- (6) 旧第35条を第36条第1項に繰り下げ、第36条第1項を改正し、第35条及び第36条第2項を新設。
- (7) 旧第36条及び旧第37条を第37条及び第38条に繰り下げ、第37条第1項を改正。

付 則 (平22. 10. 19)

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第24号を新設。
- (2) 第3節から第5節を第4節から第6節に繰り下げ、第3節を新設。
- (3) 第8条の2及び第8条の3を新設。
- (4) 第18条第1項第1号から第4号を第2号から第5号に繰り下げ、第1号を新設。

付 則 (平22. 11. 25)

- 1 この改正は、平成22年12月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第33条第3項及び第4項を新設。

- 2 この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第11号、第16号及び第18号を改正し、第25号を新設。
- (2) 旧第9条第1項を第9条第2項に繰り下げ改正し、旧第9条第2項柱書を削除し、旧第9条第2項第1号から第4号を第2号から第5号に繰り下げ改正し、第9条第1項及び第9条第2項第1号を新設。
- (3) 第10条柱書及び第6号を改正。
- (4) 第11条柱書、第1号及び第3号を改正。
- (5) 第17条第1項第2号を改正。
- (6) 第25条見出し及び第1項を改正。
- (7) 第25条の2を新設。

付 則 (平23. 11. 15)

この改正は、平成23年12月1日から施行し、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日が平成23年12月1日以後の日である場合における株券等の募集又は売出しについて適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第23条の2を新設。
- (2) 第38条を第39条に繰り下げ、第38条を新設。

付 則 (平24. 3. 19)

この改正は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第26号を新設。
- (2) 第4条を改正。
- (3) 第5章の2を新設。
- (4) 第32条の2、第32条の3及び第32条の4を新設。
- (5) 第39条第9号を新設。

付 則（平24. 5. 15）

この改正は、平成24年5月15日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第12条第2項及び第3項を改正。

付 則（平24. 7. 17）

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第1条を改正。
 - (2) 第2条第23号を削除し、第24号から第26号を第23号から第25号へ繰り上げる。
 - (3) 第6条第4項を改正。
 - (4) 第5章を削除するとともに、第30条、第31条及び第32条を削除。
 - (5) 第5章の2を第5章に繰り上げるとともに、第32条の2から第32条の4を第30条から第32条に繰り上げる。
 - (6) 第36条第2項を第3項に繰り下げ、第2項を新設。
 - (7) 第39条第1号及び第3号を改正するとともに、第8号を削除し、第9号を第8号に繰り上げ改正。
 - (8) 「本協会が別に定める日」は平成24年10月1日。

付 則（平25. 4. 16）

この改正は、平成25年7月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第34条第1項から第4項を改正。
 - (2) 第34条の2を新設。

付 則（平26. 2. 5）

この改正は、平成26年4月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
- (1) 第34条第1項を改正。
 - (2) 第34条の2第2項第2号を改正。

付 則（平26. 5. 30）

この改正は、平成26年6月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等又は社債券等の募集及び売出しから適用する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第2条第1号、第2号、第11号、第16号、第18号及び第24号を改正。
- (3) 第9条第1項本文、第2項本文、第4号イ及びハを改正。
- (4) 第10条第6号ロをハに繰り下げ、ロ及びニを新設。
- (5) 第11条第1号を改正。
- (6) 第16条第1項本文を改正。
- (7) 第25条第1項を改正。
- (8) 第25条の2第1項を改正。
- (9) 第33条第3項を改正。

付 則 (平26. 11. 18)

この改正は、平成26年12月1日から施行し、同日以後、投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号へをトに繰り下げ、へを新設。
- (2) 第2条第11号ハ及びニをニ及びホに繰り下げ、ハを新設。
- (3) 第2条第25号を改正。
- (4) 第4条を改正。
- (5) 第9条第2項本文及び第4号ロを改正。
- (6) 第10条第6号ロを改正。
- (7) 第12条第2項を改正。
- (8) 第17条第1項第3号本文を改正。
- (9) 第30条第1項及び第2項を改正。
- (10) 第31条及び第32条を改正。
- (11) 第39条第8号を改正。

付 則 (平27. 5. 19)

この改正は、平成27年5月19日から施行し、同日以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含む。）又は投資法人の役員会の決議が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1号へを改正シトに繰り下げ、へを新設。
- (2) 第2条第1号トをチに繰り下げ、リを新設。
- (3) 第2条第3号、第11号イ、第20号及び第21号を改正。
- (4) 第9条第2項本文並びに第4号イ及びロを改正。
- (5) 第10条第6号ロを改正。
- (6) 第12条第2項を改正。
- (7) 第17条第1項本文及び第3号本文を改正。
- (8) 第22条第1項第1号を改正。
- (9) 第34条第1項を改正。
- (10) 第34条の2第2項第2号を改正。
- (11) 第39条第1号を改正。
- (12) 第39条第2号を削り、第3号及び第4号を第2号及び第3号に繰り上げ。

- (13) 第39条第5号及び第6号を改正し、第4号及び第5号に繰り上げ。
- (14) 第39条第7号及び第8号を第6号及び第7号に繰り上げ。

付 則 (平29. 6. 30)

この改正は、平成29年7月1日から施行し、同日（第2条第11号及び第11条の2の改正については平成30年7月1日）以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）が行われる株券の募集及び売出しから適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第11号を改正。
- (2) 第11条の2を新設。
- (3) 第11条の3を新設。

付 則 (平30. 3. 20)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- 第10条第2号を改正。